平成 24 年４月 10 日

各　　位

会 社 名　　共同ピーアール株式会社
代表者名　　代表取締役社長　上村　巍
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号：２４３６）
問合せ先　　経営企画室　室長　伊藤　誠
（ＴＥＬ　０３－３５７１－５１７２）

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の４の４第１項に基づき平成 23 年 12 月期における内部統制報告書を提出いたしましたが、本報告書において平成 23 年 12 月期の財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がある旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．重要な欠陥の内容

平成 23 年 12 月８日、当社監査役会宛てにあった内部告発に基づき、同 12 日に監査役会及び顧問弁護士による内部調査委員会が設置され、告発内容が事実であるかどうかについて調査を行いました。

同 26 日に内部調査委員会から当社取締役に提出された内部調査報告書では、元代表取締役社長（以下「元社長」という）が個人的な借入及びその金利の返済に会社資金を流用したことや、当社と元社長の借入先の間で直接あるいは外注先を通じて返済する契約に、２名の取締役が加担していたことが報告されておりました。元社長ら３名の取締役はその事実を認め、同 27 日、辞任いたしました。

当社ではこの事態を重く受け止め、同 29 日に外部専門家で構成される第三者調査委員会を設置し、内部調査報告書に記載された不正行為等について改めて調査を行い、原因究明と再発防止に向けての検討を進めました。

平成 24 年２月７日付にて受領した第三者調査委員会による「調査報告書」において、元社長による会社資金の不正流用および海外連結子会社の過年度の決算における会計処理について変更の検討を要するとの指摘を受け、当社でも海外連結子会社の過年度における一部の前途金に関して、その使途を改めて調査するとともに資産性の検討を行いました。これに伴い、関係会社株式の評価の妥当性についても検討し、また、元社長への貸付金の計上の要否などについても検討いたしました。この結果、第 44 期（平成 19 年 12 月期）以降の連結財務諸表等を遡及処理することといたしました。

これは、元社長個人に対する強い依存体質があり、取締役会や監査役による監督機能が十分でなかったこと等が大きな要因であったと判断しております。

２．事業年度の末日までに是正できなかった理由

当事業年度の末日までに是正できなかった理由として、本件が平成 23 年 12 月に内部告発によって発覚した後、当社内に設置した内部調査委員会による調査を期末日直前まで行い、その後、第三者調査委員会による調査を平成 24 年２月にかけて行ったことから、改善策立案が当事業年度末日までに完了しなかったためであります。

３．重要な欠陥の是正について

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、重要な欠陥を是正するために、内部統制報告書提出日までに下記のとおり是正措置を実施いたしました。

① 経営監視体制の強化
　社外取締役の選任
② 適切な社外取締役の人選
　社外有識者の助言を基に人選

また、下記のとおり再発防止策を講じ、適切な内部統制を整備・運用してまいる方針であります。

① 所有と経営の分離によるコーポレート・ガバナンスの強化
② 取締役会、監査役会におけるコーポレート・ガバナンスの充実
③ 役員を対象としたガバナンス・コンプライアンス研修の実施
④ 内部通報制度「コンプライアンス・ヘルプライン」（社内外窓口）の運用開始
⑤ ガバナンス・コンプライアンス委員会の新設による社内横断的な法令順守体制構築
⑥ コンプライアンス研修の義務化と運用
⑦ 内部監査の充実と実行評価（モニタリング）の実施
⑧ 社内法務組織（法務部）の新設とリーガルチェック体制の確立
⑨ 各種社内規定の見直し、運用の検証
⑩ 懲罰委員会の新設と処分の明確化

４．連結財務諸表等に与える影響

本件は、連結財務諸表及び財務諸表の作成プロセスにおいて、監査人に指摘された後に適切な会計処理をおこなっておりますので、すでに発表しております平成 23 年 12 月期の連結財務諸表等に影響はありません。

５．財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以　上